地方財政審議会付議(説明)案件

令和2年8月28日(金)

(案件名)

- 令和2年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について(決裁案件)
- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総 務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に 対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、 地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

> 自治税務局 企画課 課長補佐 西村 高則 (内23511)

令和2年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与(案)について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和2年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

- 3.428億円(5月~7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)
 - ·前年度8月期比 皆増

(参考) 地方法人特別譲与税 前年度8月期比 ▲563億円(▲14.1%)

4 譲与日 令和2年8月31日(月)

5 譲与基準等

特別法人事業税収入額 ^{《注》}
人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
次別弥旭旭団件に対する磁子削減のサ
なし
5月、8月、11月、2月
条件・制限なし
20,427億円
20,109億円

[《]注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

総 税 企 第 号 令和 2 年 8 月 日

各都道府県知事 あて

総務大臣(公印省略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第31条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和2年8月31日に別添の金額のとおり譲与します。

令和2年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位:千円)

	(単位:千円)
都道府県	金 額
北海道	15, 964, 804
青森	3, 880, 942
岩 手	3, 795, 890
宮 城	6, 923, 465
秋 田	3, 035, 062
山形	3, 334, 000
福島	5, 677, 959
茨 城	8, 653, 151
栃木	5, 856, 588
群 馬	5, 853, 206
埼 玉	21, 556, 030
千 葉	18, 459, 416
東京	5, 867, 613
神奈川	27, 072, 731
新潟	6, 835, 553
富山	3, 163, 241
石 川	3, 423, 342
福井	2, 333, 848
山 梨	2, 476, 803
長 野	6, 226, 060
岐阜	6, 027, 600
静 岡	10, 976, 881
爱 知 三 重	22, 198, 551
三重	5, 386, 727
	4, 191, 387
京 都	7, 743, 560
大 阪	26, 222, 110
兵 庫	16, 418, 875
奈 良	4, 047, 216
和歌山	2, 858, 438
鳥 取	1, 701, 101
島根	2, 059, 781
岡山	5, 700, 166
広 島	8, 436, 640
山口	4, 167, 100
徳島	2, 241, 867
香川	2, 896, 064
愛媛	4, 109, 352
高 知 短	2, 160, 416
福 岡	15, 133, 665
佐 賀 長 崎	2, 470, 579 4, 085, 308
	4, 085, 398 5, 208, 638
熊本	5, 298, 638
大 分 惊	3, 459, 918
宮 崎 鹿 児 島	3, 275, 198
鹿 児 島 沖 縄	4, 889, 284 4, 252, 645
	342, 798, 861
口門	344, 130, 001

(参考) 令和2年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体:東京都

財源超過額:1兆3,011億円

8月期譲与額(譲与制限後):59億円

8月期譲与制限額:306億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 306+59=365 億円

特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

